

仕様書

- 1 委託業務名称 「京都・和の文化体験の日」運営業務
- 2 履行期間 契約の日から平成31年3月31日まで
※ 平成30年度冬季（30年12月～31年2月頃）開催想定
- 3 委託料上限額 金 3,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 企画・運営人件費，会場使用料，出演者報酬，広告料を含む。
- 4 委託料の支払い条件 原則，精算払い。※ 受託者の申し出により，応相談

5 業務概要

- (1) 時期 平成30年度冬季（30年12月～31年2月頃を想定）
- (2) 場所 京都市内
- (3) 主催 京都市
- (4) 業務内容

本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック等の開催に向けて、京都の次代を担う若者が「和の文化」を理解し、世界に発信することが出来るよう、取組を進めている。

「京都・和の文化体験の日」（今年度のテーマは、落語）を通じて、ア 大学生をはじめとする若者が、イ 伝統文化に触れ、体験し、また伝統文化を支えるウ 伝統産業に馴染む機会を提供していく。

本業務は、タイムスケジュールやスタッフ配置の作成、会場の設営、当日の受付など、「京都・和の文化体験の日」の運営に係る業務を行うものである。

今年度は、「落語」をテーマに、以下の3つの内容を盛り込んだイベントの企画・運営を行う。

なお、落語を分かりやすく紹介できる出演者の起用、観客対象と同世代のスタッフの参画など、高校生・大学生をはじめとする若者の興味を引くアイデアや、若者が参加したくなるような企画の提案、また若者に効果的に周知できる広報活動を行うことを必須条件とする。

ア 300人～1,000人程度を収容できる会場で、若者向けのイベントを実施

イ 少人数対象のワークショップや、実際に体験できるコーナー・展示・販売等の実施

ウ 伝統産業に親しめる展示等の企画の実施

※ 本委託業務とは別途、「落語」の入門的な情報冊子を制作・配布する。事業全体の構成については、下記URLから、昨年度の内容を参照のこと。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000179200.html>

(5) 委託業務内容

ア 企画・制作

- (ア) 出演者のキャスティング，連絡調整
- (イ) イベント制作

イ 運営

- (ア) 業務全般の統括管理
- (イ) 舞台運営
 - ・ 出演者の誘導，時間調整等の管理
 - ・ 司会者，チーフディレクター（1名），ディレクター（1～2名程度），運営スタッフ等の派遣及び連絡調整
 - ・ 音響，照明等設備のオペレーターとの連絡調整
- (ウ) 会場運営
 - ・ 参加者の誘導及び場内外の整理
 - ・ 安全管理と対策
 - ・ 使用施設の清掃業務
 - ・ 風雨等の対策
 - ・ 駐車場の確保

- (エ) 記録写真の撮影
- ウ 各種資料の作成等
- (ア) 実施計画書、運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置を含む。）、開催会場図面
- (イ) 関係機関へ提出する資料
- エ 会場設営・撤去・運搬
 - ※ 使用の考案を含む。
 - ※ 出演者控室、受付等を含む。
- オ 備品等の調達及び設置
- カ 会場使用料、出演者報酬、広告料（チラシ作成・配布は除く。）等の支出事務

6 成果物

事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること。実施報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として作成すること。

- ※ 成果物に係る著作権は京都市に帰属する。
- ※ 成果物については、電子データでも提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本事業要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。